

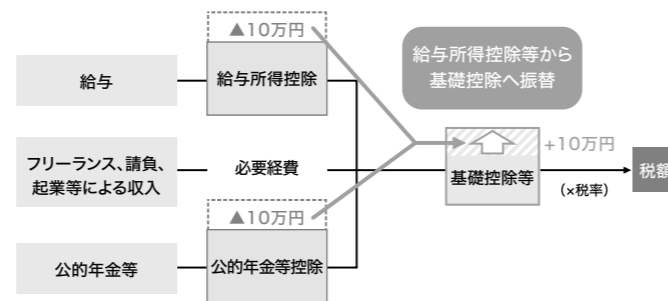
令和3年度 個人住民税における税制改正のお知らせ

令和3年度（令和2年1月1日から令和2年12月31日の間に得た収入）の個人住民税（市県民税）から適用される主な改正点を紹介します。

固税務課市民税担当 ☎71・3111 FAX72・2065

給与所得控除および公的年金等控除からの基礎控除への振替

働き方の多様化を踏まえ、働き方改革を後押しするなどの観点から、特定の収入のみに適用される給与所得控除額および公的年金等控除額を一律10万円引き下げ、どのような所得にでも適用される基礎控除額を10万円引き上げます。



(1) 給与所得控除の引き下げ

- ▶ 給与所得控除額を10万円引き下げ
- ▶ 給与所得控除の上限額が適用される給与等の収入金額が850万円に、その上限額が195万円に引き下げ

(2) 公的年金等控除の引き下げ

- ▶ 公的年金等控除額を10万円引き下げ
- ▶ 公的年金等の収入金額が1,000万円を超える場合、控除額の上限を195万5千円に設定
- ▶ 公的年金等以外の所得金額が1,000万円を超える場合は控除額を引き下げ

(3) 基礎控除の引き上げ

- ▶ 基礎控除額を10万円引き上げ（33万円→43万円）
- ▶ 合計所得金額が2,400万円を超える場合は段階的に控除額が減少し、2,500万円を超える場合は適用外

所得金額調整控除の創設

下記に該当する場合は、給与所得の金額から所得金額調整控除額が控除されます。

① 給与等の収入金額が850万円を超え、次の(イ)～(ハ)のいずれかに該当する場合

- (イ) 特別障害者に該当する
- (ロ) 年齢23歳未満の扶養親族を有する
- (ハ) 特別障害者である同一生計配偶者または扶養親族を有する

◆ 所得金額調整控除 = 『給与等の収入金額』 - 850万円 × 10%

※ 『給与等の収入金額』が1,000万円を超える場合には1,000万円として計算します。

② 『給与所得』と『公的年金等に係る雑所得』の両方があり、その合計額が10万円を超える場合

◆ 所得金額調整控除 = 『給与所得』 + 『公的年金等に係る雑所得』 - 10万円

※ 『給与所得』が10万円を超える場合は、10万円として計算します。

『公的年金等に係る雑所得』が10万円を超える場合は、10万円として計算します。



ひとり親控除の創設および寡婦（夫）控除の見直し

全てのひとり親家庭に対して公平な税制支援を実現する観点から、婚姻歴や性別にかかわらず要件に該当する場合には、「ひとり親控除」を適用します。

ひとり親控除・寡婦控除の要件および控除額

扶養関係	配偶関係			本人の性別	控除名称
	死別・生死不明	離別	未婚		
有	子	30万円	30万円	男・女	ひとり親
	子以外	26万円	26万円	女	寡婦
無		26万円	—	女	寡婦

※ 次の場合は対象外となります。

- ▶ 合計所得金額が500万円を超える場合
- ▶ 住民票の続柄に「夫（未届）」、「妻（未届）」と記載がある人

所得控除や非課税基準の適用に係る所得要件等の見直し

所得控除等の所得要件等

要件等	改正後	改正前
同一生計配偶者および扶養親族の合計所得金額	48万円以下	38万円以下
配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額	48万円超 133万円以下	38万円超 123万円以下
勤労学生の合計所得金額	75万円以下	65万円以下
家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例について、必要経費に算入する最低保障額	55万円	65万円

市・県民税の非課税基準の適用に係る所得要件等

要件等	改正後	改正前	
障害者、未成年者、ひとり親または寡婦に対する非課税措置の合計所得金額	135万円		
障害者、未成年者、寡婦または寡夫に対する非課税措置の合計所得金額		125万円	
均等割の非課税限度額の合計所得金額（非課税となる人）	同一生計配偶者および扶養親族がいない人	38万円	28万円
	同一生計配偶者および扶養親族がいる人	28万円 × (扶養人数 + 1) + 10万円 + 16万8千円	28万円 × (扶養人数 + 1) + 16万8千円
所得割の非課税限度額の総所得金額等（均等割のみ課税される人）	同一生計配偶者および扶養親族がいない人	45万円	35万円
	同一生計配偶者および扶養親族がいる人	35万円 × (扶養人数 + 1) + 10万円 + 32万円	35万円 × (扶養人数 + 1) + 32万円

中止イベントのチケットの払い戻しを受けない場合の寄付金税額控除

新型コロナウイルス感染症に伴い、政府の自粛要請を踏まえて中止・延期・規模縮小された文化芸術・スポーツイベントのうち、要件に該当し、文部科学大臣が指定した行事について、チケットを購入した観客がその払い戻しを受けることを辞退した場合は、寄附金税額控除の対象となります。対象イベントについては、文化庁HPまたはスポーツ庁HPをご確認ください。※ 控除対象となるチケット料金は最大20万円。

住宅ローン控除の居住開始年月日の延長

消費税率10%が適用される住宅取得等について、住宅ローン控除の適用期間が10年から13年に延長されていますが、新型コロナウイルス感染症の影響による住宅建築工事の遅延等への対策として、要件を満たす場合は、控除期間の延長が適用されます。